



答 申 第 6 8 3 号
平成 30 年 6 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 30 年 6 月 25 日付け
神戸参住第 482 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

フレイルチェック結果の経年管理のための住民基本台帳情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 フレイルチェック実施結果をフレイルチェックシステムに登録するに当たり、市民参画推進局参画推進部住民課が保有する住民基本台帳情報を利用して、本人情報と突合することは、同一性の確保と、フレイルチェック結果の継続的な管理に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

フレイルチェック結果の経年管理のための住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

住記個人番号

郵便番号

住所（漢字）

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

生年月日

性別



答申第684号
平成30年6月25日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成30年6月15日付け神保高
国第1361号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

フレイルチェック結果の経年管理のための住民基本台帳情報の電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 フレイルチェック実施結果をフレイルチェックシステムに登録するに当たり、質問票に記入された本人情報と、市民参画推進局参画推進部住民課が保有する住民基本台帳情報を電子計算機処理により突合することは、登録する者の同一性の確保と、フレイルチェック結果の継続的な管理に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

フレイルチェック結果の経年管理のための住民基本台帳情報の電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

住記個人番号

郵便番号

住所（漢字）

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

生年月日

性別